

地域からの義務教育成立史の考察—山形県を事例にして

荒井 明夫 (大東文化大学文学部)

A Study about history of compulsory education from local viewpoint—in case of Yamagata prefecture in Meiji era.

Akio ARAI

目次

はじめに

第一章 学制期の就学勸奨政策

第一節 1872 (明治 5) 年学制布告書発布前の就学告諭とその特徴

第二節 1872 (明治 5) 年学制布告書発布後の就学告諭とその特徴

第三節 就学告諭以外の就学勸奨政策

第二章 1880 年代の山形県における就学政策の特徴

第一節 1880 (明治 13) 年第二次教育令以前の就学政策

第二節 1880 (明治 13) 年第二次教育令以後の就学政策

第三章 1880 年代後半・小学校令期の就学規則の特徴

第一節 1886 (明治 19) 年第一次小学校令期の就学規則の特徴

第二節 1890 (明治 23) 年第二次小学校令期の就学規則の特徴

第三節 1900 (明治 33 年) 第三次小学校令期の就学規則の特徴

おわりに

はじめに

本稿の目的は、近代日本義務教育の成立過程において、道府県がどのような役割を果たしたのかを考察することにある。政府・文部省が打ち出した教育政策に対し、道府県は直面する課題に対応した形で政策を地域に浸透させていく。つまり、道府県は中央政府の政策を、府県が直面する課題に即して変容させつつ受容する。

本稿では、近代日本の公教育成立から義務教育が制度的に確立するまでの間に、中央政府の、主

として就学政策に即して、道府県がどのように対応したかを考察する。具体的には、1872(明治5)年の学制を受けての対応(以下第一章。ここでは特に県が発した就学告諭や就学督励諸政策を中心とする対応)、1880(同13)年の第二次教育令を受けての対応(以下第二章。ここでは特に就学督責規則を中心とする対応)、1886(同19)年の第一次小学校令から1900(同33)年第三次小学校令を受けての対応(以下第三章。各年次ごとに府県が発する就学規則を中心とする対応)に区別して考察する。

ところで、国家レベルにおける近代日本義務教育制度成立史に関しては、多くの先行研究があるが¹⁾道府県の動向に着目した研究については少ない²⁾。

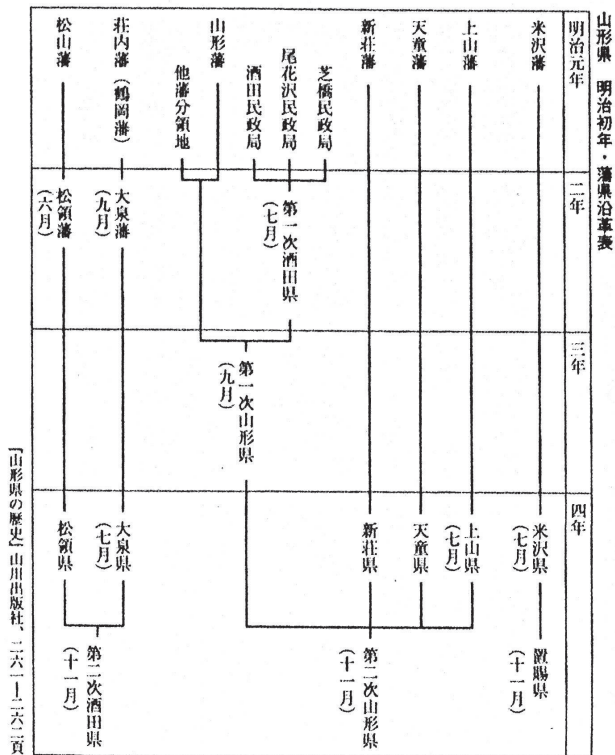
本稿では、課題設定に即し史料の揃っている山形県を対象として考察すること

とした。なお、以下の叙述において、文部省が発した法令については『法令全書』に依拠し注記しないこととする。現山形県域の藩県沿革は別図のとおりである。

第一章 学制期の就学勸奨政策

学制期における府県の就学政策といえまずは就学告諭について検討する必要がある。就学告諭の定義については他稿に譲る³⁾として、第一次就学告諭研究会がその調査で見、一覧表に示した山形県の就学告諭を手がかりに検討しておく(表参照)。第一次就学告諭研究会の成果を深化・発展させた第二次就学告諭研究会は、表中の〈旧番号6-4〉と〈同6-5〉を就学告諭とは認定していない。但し、府県の動きを考察する本稿では〈同6-4〉は考察の対象としている。〈同6-5〉は「教導職ノ説教」の重要性を説いたものであるが故に近代学校への就学を解くものではないのでここでの考察からは外すこととする。以下本文中において資料番号を本表の番号を使用し〈山形県〇〉と付記することにする。

まず最初に、1872(明治5)年学制布告書発布以前の就学告諭に注目しておこう。



第一節 1872（明治5）年学制布告書発布前の就学告諭とその特徴

最初は、民政局が発した訓示〈山形県1〉である。

表. 山形県就学告諭一覧

都道府県番号	資料番号	都道府県名	旧藩府件名	資料件名	年月日	発 信	受信	出典1	出典2	備 考
6	1	山形県	坂田県	酒田港において学校相建てたく候間	明治2年6月	酒田民政局			酒田市史 改訂版下巻	
	2	山形県	米沢県	学校革制大旨	明治4年9月	米沢県庁		日本教育史資料1 (729頁)	山形県史 資料編19 近現代史料1	史料件名は出典2による
	3	山形県	酒田県	就学督励のこと	明治6年9月	県参事 松平親懷			山形県教育資料 第1巻 大山町史	
	4	山形県	置賜県	向後小学校ニ於テ官省ノ御布達本県ノ触達告諭	明治6年11月11日			山形県史料11		
	5	山形県	置賜県	教導職の説諭について	明治6年12月13日			山形県史料11		
	6	山形県	置賜県	各区巡回趣意書取	明治7年1月7日			山形県史料11		
	7	山形県	置賜県	明治八年置賜県第八十四号(女子教育振興のこと)	明治8年2月20日	県権令 新庄厚信			山形県教育史資料 第1巻	

荒井明夫『近代日本黎明期における「就学告諭」の研究』東信堂. 2008年. pp.450-451

「酒田港において学校相建てたく候間、読書に志これ有り候者の姓名を書き取り、差し出し候様、場所の儀は当分清閑にこれ有り候寺院を相選然るべく、書籍の儀は、めいめい持ち合はせ候だけ取り集め、差し出し候様、そもそも学校の儀は、大儀名分を明らかにいたし、聖賢の教に背かざる様勉勵仕り候儀は、大小学校の差別これ無く候へども、郷学の儀は臣として忠を尽くし、子として孝を尽くし、弟として不敬の振舞これ無き様、専一に教へこれ有りたく候。その内抜群の人材これ有り候はば、経済の方に相導き、読書該博に相渡り候上は、東京大学校も差し遣はし申すべく候条、いづれも其の意を得、急速に取り懸かり候様申しつけ候間、なお又吟味を遂ぐべく候⁴⁾

この訓示は、学校が「大儀名分を明らかに」し、「聖賢の教に背」くことの無い様「勉勵仕り（中略）臣として忠を尽くし、子として孝を尽くし、弟として不敬の振舞これ無き様、専一に教へ」るところであるとする。「抜群の人材」があれば「東京大学校も差し遣は」す、そのため学校設立に「急速に取り懸か」ること、を呼びかけている。

次に、米沢県庁が発した告諭「学校革制大旨」〈山形県2〉である。

今般学校従前（下略）の体裁を改め、四民一途人材教育之制度相立候間、執レモ其条規ヲ守リ勉勵可致事、但学体ヲ分テ五科トス、皇学・洋学・医学・筆学・数学トイフ、筆・数ハ日用不可欠ノ術、医ハ健康を保全するの業、三科各其道を究情せざるへからず、皇国普通ノ字ヲ以書スルモノヲ学フヲ皇学トス、支那学、国学洋書学ナリ、尤政教翻訳事実ヲ主トシ、和漢洋ヲ論スルコトナシ、洋字ヲ以テ書スルモノヲ学フヲ洋学トス、皇学・洋学其文字各異ナリト雖モ、其理ハ則一ナリ、其好ム所ニ従ヒ、内派ヲ標シ私党ヲ樹ルコトナク互ニ相親ミ、天地ノ公道ニ基キ、宇内ノ長所ヲ探テ己レガ知識ヲ長シ、大ニ皇国ノ用ヲ為スヲ期スヘシ
明治四 九月 米沢県庁⁵⁾

米沢藩校興讓館は、1871(明治4)年7月の廃藩置県およびその際の藩政改革によって性格を改変する⁶⁾。この告諭は「四民一途人材教育之制度相立」「五科(皇学・洋学・医学・筆学・数学)」を「互ニ相親ミ、天地ノ公道ニ基キ、宇内ノ長所ヲ探テ己レガ知識ヲ長シ、大ニ皇国ノ用ヲ為ス」というものである。

第二節 1872(明治5)年学制布告書発布後の就学告諭とその特徴

1872(明治5)年学制が発布された。これを受けて〈山形県3〉〈同4〉〈同6〉〈同7〉などの告諭が相次いで出された。

まず1873(明治6)年酒田県参事松平親懐名によって出された告諭〈山形県3〉をみよう。

学制之儀ニ付テハ兼而太政官御布告並文部省布達ヲ以一同奉承知候通之次第ニ付、先般小学区分夫々相達候事ニ有之、右小学区中申合便宜ノ場所選即今開校之取運可致ハ勿論之筈、凡小学之規則満六歳ヨリ十三歳迄ヲ以卒業之期限トシ素ヨリ漢学洋学ヲ不問文部省ニ於テ其宜ヲ折衷シ更ニ選定相成候皇国一統之学制ニテ、各其年ニ応シ夫々之教ヲ設ケ幼年輩四民男女ヲ不問皆此学ニ従事シ徒ニ戯打過ル年月間ノ修行ヲ以テ終身百年之用ヲ達スルニ足ラシムルハ則小学之教ニ候、依而ハ学問之儀各身ヲ立ル資本ニシテ学費等敢テ官ニ可仰ノ理ナキ勿論ナリト雖モ、処在一般学校施設ノ儀ハ今般始テ着手之事ニモ有之旁小学普及之為格別ノ御趣意ヲ以テ当分各府県管下惣人員高ニ応シ年々委託金御渡之事ニ相成、既ニ当県二十万余ノ人員ヲ以テ一ヶ年定額被相渡候事ニ付、管内ニ於テモ別紙割合ノ通学費金当分相定候条、一同篤キ御趣意ヲ体シ年々課出可致此段相達候事

明治六年 酒田県参事 松平 親懐 (中略)⁷⁾

学制布告書を受けて小学校開設に向け6歳～13歳を就学時期とし、「漢学洋学」を問わず「皇国一統之学制」を制定し「四民」平等に「学ニ従事」すること、「学問之儀」は「身ヲ立ル資本」であること、小学普及のために「委託金御渡之事」などが記されている。

次は〈山形県4〉である。全文は次のとおりである。

太政維シ明萬機維シ新ナル今日小民婦女児ニ至ル迄御布告ノ候処往々其文字ヲ讀得サルヨリ其意味モ解セス終ニ讀得サルヲ以テ常トナシ御布告ヲ等閑ニ心得候或ニ相聞ヘ以テ外ノ事ニ候折格御新政ノ御旨意モ貫徹致サス難有御教諭等モ徒ニ看倣シ又ハ御政權ヲモ不相弁ヨリ不凶違戻ノ罪ヲ招キ結局無罪ノ良民譴責ヲ蒙リ候様ニ立至リ実不便ノ有様ナラスヤ依之管内人民老幼遺脱ナリ御布告ノ趣ヲ奉載シ御時節柄ヲモ曾得候様今般左ノ方法相設ケ候条区長正副戸長及小学校訓導タルモノ能々注意世話可致モノ也

向後各小学校ニ於テ官省ノ御布達本県ノ觸達告諭書共漏ナク每一部ツ、買受ケ休日毎新年歳末
其他御祭日御祝日ヲ除ク其区構内小前婦女子ニ至ル迄一等集會シ訓導欠員ナレハ仮訓導タルモノ
周ク讀示シ丁寧ニ講諭可致事

但学校買受ノ分毎部一通ツ、其ノ区校数見計ヒ其戸長ヘ東テ可相渡代償ハ学校費ノ内ヲ以テ一
箇月分ツ、翌月十日迄戸長手元ヘ取纏ヲ庶務課ヘ可相納事（中略）

毎部一通ツ、遺脱ナク買受度志願ノモノハ兼テ県庁ヘ申立候ハ、出版每一通宛無遅延配達ス可
シ又ハ方角便利ヲ以テ売捌所ヨリ配達致ス可キ事

但県庁ヨリ直買受ノ代償ハ翌月十日迄ニ一箇月分其戸長ヘ相納売捌所ヨリ買受候分ハ同翌月五
日迄ニ同町ヘ可相拂事

明治六年十一月十一日⁸⁾

明治維新という政治的一大変革の時期に際して、文章の読解に難を有する民衆の実情を考慮し、
中央政府の布告をいかにして最下層民衆に周知徹底するかその手段を具体的な方法をもって示した。
次は〈山形県6〉である。

各区巡回趣意書取

義臣本県赴任以来乍不及日夜勉勵県治改正ニ従事セシハ全ク上維新ノ朝意ヲ奉シ下人民主宰ノ
職掌ヲ尽シ速ニ風俗ヲ正シ治績ヲ挙ケン為メナリ而ルニ管下実地ノ景況ニ疎ナレハ或ハ万一ノ誤
失アルヲ恐レ今般各区ヲ巡回シ其実際ヲ視察シ從テ区戸長以下村吏ト親ク常務ノ可否ヲ議シ以テ
施政ノ方向ヲ補助スルアラントス依テ其大目ヲ掲ケ告諭スル左ノ如シ区戸長以下村吏タルモノ何
レモ人民ノ長タル職ニシテ即チ令參事ト大小差異アル而已ト云フモ可ナリ其責亦難カラスヤ（中
略）

邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナキ様深仁ノ朝旨ハ人民ヲシテ身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長シ忠
孝ノ道ヲ弁ヘ以テ自主ノ権利ヲ得セシムヘキ基礎ナレハ各等精々尽力シ学校ヲ興シ区内子弟男女
無漏学問ニ就カシメ教育ノ道ヲ尽スヘキ事（中略）

明治七年一月七日（後略）⁹⁾

「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナキ様深仁ノ朝旨ハ人民ヲシテ身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長シ」
と、学制布告書の内容・理念と一致するがそれに続けて「忠孝ノ道ヲ弁ヘ以テ自主ノ権利ヲ得セシ
ムヘキ基礎」として独自の内容を加えている。学校を興すその理念において、学制布告書の理念を
ふまえ、独自の内容を付加した告諭である。

最後は〈山形県7〉である。

女教ノ振興セサル可ラサル方今ニ在テ一大要務トス故ニ東京府下ニ於テ女子師範学校設立ノ挙
アリ此挙ヤ夙ニ皇后宮ノ嘉尚セラルル所トナリ本月第二日文部大輔田中不二麿ヲ宮中ニ召シ女学

ハ幼稚教育ノ基礎ニシテ忽略ス可ラサル者ナリ聞ク頃者女子師範学校設立ノ挙アリト我レ甚タ之ヲ悦ヒ内庫金五千円ヲ加資セントノ親諭アリ嗚呼世ノ婦女子ヲ勸メテ教育ノ根抵ヲ培植セシメント欲セラルル特慮ノ懇ナル邦国人民ノタメニ祝賀セサル可シヤ庶幾クハ其父母タル者心ヲ傾ケ此盛意ヲ体認シ女子ヲシテ此ニ従事セシメ其業日ニ就リ月ニ將ミ更ニ得ル所ヲ推拡シ遂ニ幼稚ノ教育ヲ善美ニシ以天賦ノ幸福ヲ完了セシ事ヲ右文部省第三号ヲ以報告候条此段相達候事
右管内無漏触示モノ也
二月二十日 置賜県権令 新莊 厚信¹⁰⁾

大間敏行は、「明治八年二月一〇日発行の『文部省報告』第三号に記載された」事実をもとに、多くの府県で類似の女子教育振興の告諭が作成されたという。続けて「明治八・九年に出された女子向けの就学告諭のほとんどがこの皇后『親諭』への応答として作成されたものである」と指摘する¹¹⁾。『文部省報告』第三号記事と対比してみると、この告諭の末尾「右文部省第三号ヲ以報告候条此段相達候事 右管内無漏触示モノ也」だけが山形県による付加部分である。

第三節 就学告諭以外の就学勸奨政策

就学告諭以外の勸奨政策を具体的に検討する。山形県は次のとおり1876(明治9)年7月「第四十三号」を発令した。ここに「生徒養成法」「就学督励法」「貧民ノ子弟ヲ就学セシムル法」「就学積立方法」「女兒教授ノ方法」を具体的に定めた。以下具体的に検討しておく。

第四十三号

区長副 学区取締 戸長副 学校世話掛

生徒養成法就学督励法貧民ノ子弟ヲ就学セシムル法就学積立方法女兒教授ノ方法別紙之通相定候条区内無洩触示共々協議ヲ遂ケ取計申此旨相達候事(中略)

明治九年七月十九日 山形県参事 薄井龍之

生徒養成法

第一 学齡中晩年ノ就学生アラハ先ツ是ヲ八級ニ入レ之ヲ授業スル若干日ニシテ教員若シ力余アリト認ムルトキハ是ヲ七級ニ昇進シ之ヲ試ムル若干日ニシテ尚余力アラハ復之ヲ進級セシメ凡ソ其力余リナキノ級ニシテ然ル後成規ヲ循踏セシムヘシ

第二 生徒学業ノ優劣勤惰表ヲ製シ毎日之ヲ記載シ置キ月末ニ必ス右表ヲ点検シ小試験表ヲ併セテ其得点ヲ揭示シ以テ教導上ニ精密注意ヲ加ヘ生徒ヲ鼓舞振励スヘシ

(第三・第四は略)

但僻陬ノ地ニシテ該校ヲ設クル能ハス且昼間生業ニ従事スル者ハ尋常小学中夜学ノ科ヲ置キ以テ之ニ充ツヘシ

就学督励法

第一条 学齡ニ及ンデ学ニ就カサル子女ノ姓名ヲ調査シ学区取締ニオキテ毎月表ヲ製シ其事由ヲ詳記シ一ハ之ヲ該県第五課ニ出シ一ハ其携フル所トナシ学ニ就ヲ待テ携フル所ノ表ヲ消シ其理由ヲ第五課ニ報告スルモノトス

第二条 事故アリテ永ク学ニ就シメサルモノハ毎月始必ス父兄ヨリ其由ヲ学区取締ニ告ルモノトス

第三条 毎年一回長次官ノ内並学務選任ノ吏員ハ毎年兩次各校ヲ巡視シ不就学生ノ父兄ヲ招集其事由ヲ聞糺スコトアルヘシ

(第四条は略)

第五条 既ニ就学セシモノハ常ニ記牌ヲ帶シメ不就学ヲ鑑別スルニ易カラシムヘシ但記牌ハ第五課ヨリ下渡スヘシ

貧民ノ子弟ヲ就学セシムル法

第一条 貧民ノ子女ハ能ク其实況ヲ推窮シ之ヲ二等ニ分テ簿冊ニ騰記スヘシ学資窮乏ノタメ学ニ就クアタハサルモノヲ一等貧児トシ児護ノ如キ時間中出校スル能ハザルモノヲ以テ二等貧児トナス

第二条 一等貧児ハ必需ノ物品書籍石盤等総テ之ヲ貸与シ正則科目ヲ遂テ授業スヘシ而シテ授業料ハ収入セサルヘシ

但区戸長ノ検査ヲ経而後一等貧児タルヲ保証スルモノトス尤非常困窮ニシテ今日ノ生活ニ逼ルモノ、如キハ紙筆ヲモ給スルコトアルヘシ其費用ハ有志ノ出金ヲ要スヘシ有志ノ出金ナキトキハ校費ニ組入区内ノ課出タルヘシ

第三条 二等貧児ハ専ラ讀書算術ノ二科ヲ授ケ習字ハ手本ヲ与ヒ居宅ニ於テ之ヲ習ハシメ日ヲ期シテ檢正スヘシ而其教授時間ノ如キハ午前一時間トナシ尤夜学ニ出席セシムルヲ要ス然ト雖地方ノ景況ニヨリ均一ナルアタハサルハ学科並時間モ適宜ノ方法ヲ設ケ勉テ就学ニ易カラシメンコトヲ要スヘシ授業料ハ収入セサルモノトス

第四条 右貧児ノ父兄ハ学校ノ洒掃其他内外力役ノ事務ニ従事セシメ恩賚ノ幾分ヲ報セシムルコトアルヘシ

就学金積立方法

第一条 就学ノ要費用ニ開セザル能ハス故ニ毎戸一子ヲ生スレハ滿一ケ年ヲ過ギ其月ヨリ毎月金三錢宛ヲ積マシメ之ヲ其小区扱所ニ領置シ其子滿六年ニ至レハ金一円八十錢ヲ得ベシ以テ就学ノ費用ニ供シ即チ下等小学々料ノ書籍及石盤ヲ買ヒ渡スモノトス

第二条 (中略)

女兒教授ノ方法

第一条 女子ノ教育ニ裁縫ノ科ヲ設クルハ上等小学ニ有リトイヘドモ現今ノ実況ヲ察スルニ該科ヲ設クル必スシモ上等小学ニ限ラス下等小学教科中更ニ教則ヲ斟酌シ時間ヲ増減シ満十歳以上ノモノニハ必ス裁縫ヲ教フルニ時間ノ課業ト定ムベシ

第二条 民力及ハサル地方ニ於テハ唯裁縫場ヲ区別スヘシ而シテ教場ヲ別ツアタハサル学校ハ男女座位ヲ別ツベシ

第三条 女学校ノ教員ハ成丈ケ婦人ヲ以テスルヲ適当トス

第四条 洋算ノ精密ナルモ日用簡便ナルハ和算ニ如カス故ニ教授ノ間斟酌シテ和算ヲ授クルモ妨ケナシ¹²⁾

上記「第四十三号」は総論である。「生徒養成法」では、通学すべき正当の年齢以外の「晩年ノ就学生」に対する具体的な措置を示している。さらに、「第二」において「生徒学業ノ優劣勤惰表」の作成と「小試験表ヲ併」すことを示している。

「就学督励法」では、就学しない「子女」の調査の厳密化を求め、その事由を父母から学区取締へ報告することを求めている。さらには毎年一回「長次官ノ内並学務選任ノ吏員」が不就学の児童の親を招集しその事由を「聞札」すとしている。ここでも全国的にみられた「就学牌」が使用されている。

「貧民ノ子弟ヲ就学セシムル法」では、貧困児童を二等に区分する。「学資窮乏」による就学できない児童を「一等貧児」とし、「時間中出校」できない児童を「二等貧児」とした。「一等貧児」には学用品の貸与と授業料免除を、「二等貧児」には「読書算術」の「二科」を授け「習字ハ手本ヲ与ヒ居宅ニ於テ」習はせている。

「就学金積立方法」では子どもの誕生後からの積立預金を奨励している。

「女兒教授ノ方法」では、女子の就学奨励のため下等小学教科からの裁縫科の設置を促し、教場を分けることが難しい場合には男女別の座位にするよう指示している。

ここまでをまとめておく。政府による学制布告書発布以前に、酒田民政局および米沢藩庁は、学校・教育の果たす役割について確認した。そこでの学問内容については、従来の範疇の学問の強調・学びの強調であったが、維新変革期にあつて、独自に教育と学校の重要さを強調したことに地域指導者の啓蒙的先駆性をみることができる。

1872(明治5)年学制布告書を受け、山形県が発した就学告諭は「四民」平等と学問が立身の資本であるとする理念が確認できる。その上で「皇国一統之学制」が制定され小学普及のために「委託金」が設けられたことが主張されている。〈山形県4〉の告諭は民衆に徹底する県の具体的な手段を提起した。ここには政府・県の告諭を地域民衆に徹底しようとする意図がはっきりとみとれる。

山形県は、学制布告書の内容・理念を確認するとともに独自の内容を加味し、政府・県の告諭を民衆に周知徹底しようと腐心したのである。

第二章 1880年代の山形県における就学政策の特徴

第一節 1880（明治13）年第二次教育令以前の就学政策

山形県は、1880（明治13）年12月、「乙第二百三十八号児童就学法」を定めた。後述するように多くの府県では文部省による「達・第三号・就学督責規則起草心得」[1881（明治14）年1月29日]を受けて就学の督責規則が本格的に制定されることになるが、山形県の場合、第二次教育令の出る前に就学督励に関する規則を出した事例に該当する。他県に比して早期—おそらく最初期の一「就学督励法」であるといつてよい。

「乙第二百三十八号

児童就学法左ノ通相定候条此旨布達候事

但是迄ノ布達共右ニ矛盾スルモノハ都テ廃止候事

明治十三年十二月二十五日 山形県令 三島通庸

児童就学法

第一条 管内学齡ノ者ヲシテ不就学ナカラシメンカ為メ学務委員巡校掛ハ其町村学齡人名簿ヲ製シ就学不就学ヲ区分シテ之ヲ督励スヘシ

第二条 学齡ヲ調査センカ為メ学務委員巡校掛ハ毎年十二月戸長ト共ニ翌年中学齡ニ入ルヘキ児童ヲ調査シ学齡人名簿ニ登記スヘシ

第三条 学務委員巡校掛ハ毎年定期試験前ニ於テ予メ学齡人名簿ヲ点検シ事故ナクシテ就学セサルモノアルトキハ父母後見人等ヲ勧誘シ試験後直ニ就学セシムヘシ

第四条 事故アリ自今就学セシムルコト能ハサル旨父母後見人等ヨリ申立ルトキハ学務委員巡校掛ニ於テ其事由ヲ取糺シ詳細学齡人名簿ニ記入シ時々就学ヲ督促スヘシ

第五条 前条ノ場合ニ於テ事故ヲ概別スルコト左ノ如シ

第一 身体虚弱或ハ疾病

第二 親族ノ疾病看護ニ従事ノモノ

第三 該児童ヲ就学セシムルトキハ家事困難ヲ生スルモノ

第六条 事故ナクシテ父母後見人等児童ノ就学ヲ拒ム歟或ハ事故ニ托シ就学セシメサルモノハ教育令第十五条ニ背キ其責任ヲ尽サ、ルモノトシ学務委員巡校掛戸長連署ノ上郡長之ニ副書シテ県庁ヘ開申スヘシ

第七条 凡ソ学齡児童別ニ普通教育ヲ受クルノ途アリト称シ学校ヘ入ラサルモノアルトキハ学務委員巡校掛ニ於テ其受クル所ノ学科読書習字算術地理歴史修身ノ六科ヲ備フルヤ否ヲ審査スヘシ

第八条 前条ノ場合ニ於テ其学科六科ヲ備ヘサルトキハ就学トスヘカラサルヲ以テ其父母後見

人等ヲ説諭シテ普通学校ニ入ラシムヘシ若シ父母後見人等説諭ヲ用ヒサルトキハ第六条ノ手續ニ准ヒ県庁ヘ開申スヘシ

第九条 凡ソ学齡児童家貧困ニシテ就学シ得サル歟或ハ道路懸隔ニシテ通学シ能ハサル事情アルトキハ学務委員巡校掛ニ於テ該町村戸長ニ協議シ其就学シ得ヘキ方法ヲ設ケ学齡中少ナクモ十六ヶ月間ハ普通教育ヲ受ケシムヘシ

第十条 (略)¹³⁾

この「児童就学法」は非常に特徴的な内容を含んでいる。第一は、後に一般化してくる就学猶予とする事故の内実を「就学セシムルコト能ハサル」(第五条)例として「身体虚弱或ハ疾病」「親族ノ疾病看護ニ従事」「該児童ヲ就学セシムルトキハ家事困難ヲ生スル」と内容を規定した。第二は、第六条で「事故ナクシテ父母後見人等児童ノ就学ヲ拒ム」「事故ニ托シ就学セシメサルモノ」を、第一次教育令下第十五条「学齡児童ヲ就学サシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ 但事故アリテ就学セシメサルモノハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スヘシ」の具体的な例として明確にした点である。「事故ナクシテ(略)就学ヲ拒ム」「事故ニ托シ就学」を拒む例を明記し、これを「学務委員(中略)戸長連署」で「郡長之ニ副書」して県庁に「開申」するとした。第三は、第一次教育令のいう「普通教育」を受けたと見なされる条件として「学校へ入ラサル」場合に、そこで「読書習字算術地理歴史修身」の六科が備えられているかどうか「審査」するとしたことである(第七条)。しかも第八条では、それが(つまり六科が)満たされない場合には就学とは見なさない旨規定した。これは第一次教育令の曖昧さを補完したといえよう。第四は、第九条で「貧困」「道路懸隔」で「就学シ得サル」場合「学務委員」「該町村戸長」の「協議」により十六カ月は就学できる方策を協議することを求めた点である。

このように「児童就学法」は、他県に比して早期の段階で「身体虚弱」「疾病」「親族ノ疾病看護ニ従事」「該児童ヲ就学セシムルトキハ家事困難ヲ生スル」として「就学セシムルコト能ハサル」例を明確化し、全体として第一次教育令の規定を補正する役割を果たした。

第二節 1880(明治13)年第二次教育令以後の就学政策

山形県が児童就学法を発令した3日後の1880(明治13)年12月28日、政府は太政官布告五九号・第二次教育令を布告した。その第十五条で「父母後見人等」の学齡児童の就学責任を明記するが、その但し書きに「但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ」とあった。

この但し書きを受けて、各府県は「就学督責規則」を作成することになるが、文部省はそのモデルとして「達・第三号」を発した。

「教育令第十五条但書就学督責規則ノ儀ハ別紙起草心得ニ抛リ取調ヘ可伺出此旨相違候事
(別紙)

就学督責規則起草心得

第一条 学齡児童就学督責ノ事務ハ学務委員之ヲ掌理シ郡区長之ヲ総管スルモノトス

第二条 学務委員ハ毎年ノ終ニ於テ其学区内ノ児童翌年学齡ニ在テ左ノ項々ニ該当スル者ヲ區別シ就学調査簿ヲ製シテ之ヲ郡区長ニ出スヘシ

第一項 未タ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサルノ事故アル者

第二項 未タ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スルヲ得ル者

第三項 既ニ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサルノ理由アル者

第四項 既ニ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スルヲ得ル者

右第一項ノ事故及第三項ノ理由ハ父母後見人等ノ申出ニ因テ児童毎ニ之ヲ記載シ当否ノ意見ヲ付シテ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ

第三条 学務委員ハ第二条ノ第一項第三項ニ付郡区長ノ認可ヲ経タル後ハ其第二項第四項ニ該当スル児童ニシテ小学校ニ入り普通教育ヲ受クヘキ者ノ名簿ヲ製シテ之ヲ該小学校教員ニ回付シ且其名簿ニ載セタル児童中ニ就キ父母後見人等ノ申出ヲ採用セサル分ニ限り其旨ヲ該父母後見人等ニ示論スヘシ

第四条 小学校教員ハ学務委員ヨリ回付シタル児童名簿ニ基キ生徒出席簿ヲ製シ開校後ハ日日其出席欠席ヲ点検シ毎月末之ヲ学務委員ニ報知スヘシ

第五条 学務委員ハ小学校教員ノ報知ニ因リ欠席ノ多寡ヲ検査シ時々父母後見人等ニ就キ欠席ノ事故若クハ理由ヲ質シ其謂レナキニ於テハ篤ト将来ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説論ヲ乞フコトアルヘシ

第六条 学務委員ハ毎年ノ始ニ於テ前年中左ノ項々ニ該当スル者ヲ調査シ児童毎ニ其事故及理由ヲ記シ之ニ意見ヲ付シテ其第一項及第三項ハ郡区長ノ認可ヲ経ヘク其レ第二項及第四項ハ郡区長ニ具申スヘシ

第一項 第二条第二項ノ学齡児童ニシテ不得已事故アリテ就学十六週日ニ満タサリシ者

第二項 第二条第二項ノ学齡児童ニシテ不得已事故アルニアラスシテ就学十六週日ニ満タサリシ者

第三項 第二条第四項ノ学齡児童ニシテ相当ノ理由アリテ就学十六週日ニ満タサリシ者

第四項 第二条第四項ノ学齡児童ニシテ相当ノ理由アルニアラスシテ就学十六週日ニ満タサリシ者

第七条 郡区長ニ於テ第六条第二項及第四項ニ就キ学務委員ノ具申スル所ヲ適當ナリト認ムルトキハ其意見ヲ付シテ府知事県令ノ処分ヲ乞フヘシ

第八条 未タ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ就学スル能ハサルノ事故アリト認ムヘキ者ハ概ネ左ノ如シ

一 疾病ニ罹ル者

一 親族疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者

一 癱疾ノ者

一 一家貧窶ノ者

但此等ノ者ヲ待ツヘキ学校等ノ整備ナキ場合ニ限ル

第九条 既ニ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサルノ理由アリト認ムヘキ者ハ前条ノ事故アルハ勿論他ノ学科ヲ修ムルカ若クハ職業ニ就ク等ノ者トス

第十条 巡回授業及家庭教育等ニ就テノ就学督責モ亦前条々ニ準シ適當ノ方法ヲ設クヘシ

文部省による上記「就学督責規則起草心得」（以下「起草心得」）を受け山形県は次の「乙第七十五号」を制定した（「起草心得」と対比させて字句の異なる部分に下線を付しておく）。

乙第七十五号

教育令第十五条但書ニ依リ児童就学督責規則別紙ノ通相定候条此旨布達候事

但昨十三年十二月二十五日乙第二百三十九号（注・二百三十八号カ）児童就学法ハ廃止候事

明治十四年 五月三十一日 山形県令 三島通庸

児童就学督責規則

第一条 学齡児童就学督責ノ事務ハ学務委員之ヲ掌理シ郡区長之ヲ総管スルモノトス

第二条 学務委員ハ毎年ノ終ニ於テ其学区内ノ児童翌年学齡ニ在テ左ノ項々ニ該当スル者ヲ區別シ就学調査簿ヲ製シテ之ヲ郡長ニ出スヘシ

第一項 未タ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサルノ事故アル者

第二項 未タ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スルヲ得ル者

第三項 既ニ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサルノ理由アル者

第四項 既ニ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スルヲ得ル者

右第一項ノ事故及第三項ノ理由ハ父母後見人等ノ申出ニ因テ児童毎ニ之ヲ記載シ当否ノ意見ヲ付シテ郡長ノ認可ヲ經ヘシ

第三条 学務委員ハ第二条ノ第一項第三項ニ付郡長ノ認可ヲ經タル後ハ其第二項第四項ニ該当スル児童ニシテ小学校ニ入り普通教育ヲ受クヘキ者ノ名簿ヲ製シテ之ヲ該小学校教員ニ回付シ其名簿ニ載セタル児童中ニ就キ父母後見人等ノ申出ヲ採用セサル分ニ限り其旨ヲ示論スヘシ

第四条 小学校教員ハ学務委員ヨリ回付シタル児童名簿ニ基キ更ニ生徒出席簿ヲ製シ開校後日々其出席欠席ヲ点檢シ毎月末之ヲ学務委員ヘ報知スヘシ

第五条 学務委員ハ小学校教員ノ報知ニ因リ欠席ノ多寡ヲ檢査シ時々父母後見人等ニ就キ欠席ノ事故若クハ理由ヲ質シ其謂レナキニ於テハ篤ト将来ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説諭ヲ乞フコトアルヘシ

第六条 学務委員ハ毎年ノ始ニ於テ前年中左ノ項々ニ該当スル者ヲ調査シ児童毎ニ其事由及理由ヲ記シ之ニ意見ヲ付シテ其第一項及第三項ハ郡長ノ認可ヲ經ヘク其第二項及第四項ハ郡長ニ具申スヘシ

第一項 第二条第二項ノ学齡児童ニシテ不得已事故アリテ就学十六週日ニ滿タサリシ者

第二項 第二条第二項ノ学齡児童ニシテ不得已事故アルニアラスシテ就学十六週日ニ滿タサリシ者

第三項 第二条第四項ノ学齡児童ニシテ相当ノ理由アリテ就学十六週日ニ滿タサリシ者

第四項 第二条第四項ノ学齡児童ニシテ相当ノ理由アルニアラスシテ就学十六週日ニ滿タサリシ者

第七条 郡長ニ於テ第六条第二項及第四項ニ就キ学務委員ノ具申スル所ヲ適當ナリト認ムルトキハ其意見ヲ付シテ県令ノ処分ヲ乞フヘシ

第八条 未タ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ就学スル能ハサルノ事故アリト認ムヘキ者ハ概ネ左ノ如シ

- 一 疾病ニ罹ル者
- 一 親族疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者
- 一 廢疾ノ者
- 一 一家貧苦ノ者

但此等ノ者ハ必ス方法ヲ設ケ普通教育ヲ受ケシムヘシト雖トモ未タ其レ設備ニ至ラサル場合ニ限ル

第九条 既ニ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ就学スル能ハサルノ理由アリト認ムヘキ者ハ前条ノ事故アルハ勿論他ノ学科ヲ修ムルカ若クハ職業ニ就ク等ノ者トス

第十条 学齡児童ニシテ学校ニ入レス巡回授業ニ依ラス家庭等ニテ普通教育ヲ授ケシムル旨該校父母後見人等申出ルトキハ学務委員ニ於テ其授クヘキ学科ヲ審査シ少ナクモ修身読書習字算術ノ四科以上ヲ備フルニ於テハ之レヲ郡長ヘ出願セシメ其認可ヲ經ヘシ

第十一条 前条ノ場合ニ於テ其学科四科以上ヲ備ヘサルトキハ就学トスヘカラサルヲ以テ該父母後見人等ヘ懇篤戒諭シ其事實ヲ郡長ヘ具申スヘシ

第十二条 巡回授業ノ方法ヲ設クル地方ニ於テ学齡就学ヲ督責スルモ前条々ニ準シ取扱フヘシ¹⁴⁾

「起草心得」を受けて各府県が制定した就学督責規則について、大矢一人は、その制定日・条文数・「起草心得」との内容の比較等に沿って全体像を整理した¹⁵⁾。山形県の「乙第七十五号」は、第一に、制定日が「明治十四年 五月三十一日」であり、「起草心得」が出たのが同年1月29日であるから約4ヶ月後となる。これは同年3月に制定された岩手県の就学督責規則に次いで二番目に早く制定された。第二に、その内容についてである。「起草心得」と比べると「第十条」以下に「乙第七十五号」の特徴がある。すなわち、「家庭等ニテ普通教育ヲ授ケ」る場合に「修身読書習字算術ノ四科以上」を備えているか否かを「学務委員」が審査し「郡長へ出願」することとした点である。

しかも次の「第十一条」では「四科」を備えていない場合は「就学」と見なさず、「該父母後見人等へ懇篤戒諭シ」それを「郡長」へ具申するとした。第三は、第十二条において、巡回授業の方法を前条項に準じて扱うとした点である。

山形県の場合、就学督責規則の作成は、他府県に比して早期であった。第二次教育令発令以前に出された「乙第二百三十八号」は、後の就学猶予の先蹤と位置付けることが可能である。また、文部省による「起草心得」を受けた「乙第七十五号」は、全国的にも早い時期に制定され、しかも家庭教育ではより具体的な施策が試みられたのである。

第三章 1880年代後半・小学校令期の就学規則の特徴

第一節 1886(明治19)年第一次小学校令期の就学規則の特徴

文部省は、1886(明治19)年第一次小学校令(4月10日)を発令した。これを受けて山形県は1887(明治20)年2月22日に「県令第二十九号 学齡児童就学規則」を制定した。

県令第二十九号

明治十九年勅令第十四号小学校令第四条ニ基キ学齡児童就学規則左ノ通相定ム

明治二十年 二月二十二日 山形県令 柴原和

学齡児童就学規則

第一条 凡児童八月ヨリ翌年七月マテニ入ル者アルトキハ其父母後見人等ハ児童ノ姓名生年月族籍及就学セシムヘキ年月等ヲ記載シ其年八月中ニ戸長ニ届出ヘシ。

第二条 学齡児童左ノ一項若クハ数項ニ該当スル者アルトキハ其父母後見人等ヨリ就学猶予ヲ請フコトヲ得

第一項 廢疾ノ者

第二項 身体ノ發育其度ニ適セサル者

第三項 疾病ニ罹リ全癒ノ目的ナキ者

第四項 家計困窮ニシテ官若クハ町村ノ救助ヲ受クル者又ハ児童ノカヲ以テ生計ヲ助クル者

第三条 前条ノ一項若クハ数項ニ該当シテ就学猶予ヲ請ハントスルトキハ其父母後見人等ハ児童ノ姓名生年月族籍及事故ノ種類並ニ猶予期限ヲ記載シテ願出ヘシ

但前条ノ第一項第二項第三項ニ該当スル者ハ其町村内ニテ現ニ児童ヲ就学セシメタル父母後見人等ノ二人以上ノ保証書ヲ添フヘシ

第四条 就学猶予ノ期限内ニ其事故止ミ若クハ猶予満期ノ者ハ直ニ戸長ニ届出就学セシムヘシ

(第五条・第六条は略)¹⁶⁾

第一次小学校令は、その第五条で就学義務猶予規程はあるが、免除規程はない。本「県令第

二十九号」の第二条も猶予規程である。小学校令のそれが「疾病」「家計困窮」「其他止ムヲ得サル事故」という三つの事由であるのに対し、「県令第二十九号」では「廃疾」「身体ノ發育其度ニ適セサル者」「疾病ニ罹リ全癒ノ目的ナキ者」「家計困窮ニシテ官若クハ町村ノ救助ヲ受クル者」「児童ノ力ヲ以テ生計ヲ助クル者」と五つの事由となっていることに注目したい。

第二節 1890（明治23）年第二次小学校令期の就学規則の特徴

文部省は、1890（明治23）年第二次小学校令が発令した（10月7日）。これを受けて山形県は1892（明治25）年03月29日県令第二十三号「学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則」を定めた。以下第三次小学校令〔1900（明治33）年8月20日〕までの同県における就学規則関係法令を整理すると次のようになる。

1892（明治25）年03月29日・県令第二十三号「学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則」。同年同日・訓令第二十六号「学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル取扱規則（県令第二十三号の取扱規則）。1893（明治26）年09月06日・内三第一三九九号（訓令第二十六号による報告書式の規程）。1895（明治28）年01月21日・県令第三号（県令第二十三号改正）

1898（明治31）年08月01日・県令第六〇号（県令第二十三号改正）。1899（明治32）年07月20日・訓令二〇三号（訓令第二十六号改正）。1899（明治32）年07月20日・訓令第二〇四号（訓令第二十六号追加）。1900（明治33）年01月22日・訓令第九号（訓令第二十六号追加）

一見して明らかなように、「県令第二十三号学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則」（1892・明治25年・3月29日付）および「訓令第二十六号学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル取扱規則」（同日付）が主要な規則で、後に出ているのはその改正または追加であることがわかる。また「訓令第二十六号」はその名称の通り取扱規則であって事務的細則を網羅したものである。さらに改正された規程の結論のみを記すと、就学のための事務の整備であって、規程そのものの本質的改変は認められなかった。そこで以下は、主として県令第二十三号を分析・考察の対象とする。

県令第二十三号

明治二十三年十月勅令二百十五号小学校令第二十四条ニ基キ学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則左ノ通相定ム

明治二十五年 三月二十九日 山形県知事 長谷部辰連

学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則

第一条 学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル事務ハ市町村長ニ於テ之ヲ管理スヘシ

第二条 凡児童ノ前年五月ヨリ其年四月マテニ学齡ニ達スル者アルトキハ学齡児童ヲ保護スヘキ者ヨリ児童ノ氏名生年月族籍及就学セシムヘキ市町村立尋常小学校又ハ之ニ代用スル私立尋常

小学校名等ヲ記載シ其年三月三十一日限り児童現住地ノ市町村長ニ届出ツヘシ

第三条 学齡児童ヲ市町村立尋常小学校又ハ之ニ代用する私立尋常小学校ニ入レス家庭又其他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メントストキハ其学齡児童ヲ保護スヘキ者ヨリ児童氏名生年月族籍及左ノ諸款ヲ具シ第二条ノ期日マテニ市町村長ニ願出ツヘシ

- 一 市町村立尋常小学校又ハ之ニ代用する私立尋常小学校ニ入レサル事由
- 二 教授者ノ履歴書(家庭教育又ハ親族等ニ教育ヲ委託スル場合ニ限ル)
- 三 学校名及其設立者ノ氏名族籍(学校ニ入学セシムル場合ニ限ル)

第四条 学齡児童左ノ事故ニ該当スルモノアルトキハ其学齡児童ヲ保護スヘキ者ヨリ就学ノ猶予又ハ免除ヲ請フコトヲ得

但就学猶予ノ期限ハ本条第一款ノ場合ヲ除クノ外ハ総テ一箇年以内トス

- 一 廃疾ノ者
- 二 身体ノ發育未タ其度ニ達セサル者
- 三 疾病ニ罹リ速ニ全癒ノ見込ナキ者
- 四 家計困窮ニシテ児童ヲ就学セシムルトキハ生計上ニ差支ヲ生スル者
- 五 父母疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者
- 六 不時ノ故障等ニテ就学セシムルコト能ハサル者
- 七 通学上著キ不便アル者

第五条 前条ノ事故ニ該当シテ就学ノ猶予又ハ免除ヲ請ハントストキハ学齡児童ヲ保護スヘキ者ヨリ児童ノ氏名生年月族籍及事故ノ種類等ヲ記載シ第二条ノ期日マテニ市町村長ニ願出ツヘシ

但前条第一款乃至第三款ノ事故ニ該当スル者ハ医師ノ診断書ヲ添フヘシ

(第六条・第七条・第八条は略)

第九条 未タ尋常小学科ヲ卒ラサル学齡児童他ヨリ移住シタルトキハ其学齡児童ヲ保護スヘキ者ヨリ第二条ノ手續ニ依リ移住地ノ市町村長ニ届出ツヘシ

但既ニ就学ノ猶予又ハ免除ノ許可ヲ得タル者等ハ其旨届出ツヘシ

第十条 家庭又ハ其他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシメタル学齡児童該教科ヲ卒リタルトキハ市長村立尋常小学校ニ於ル試験ノ程度ト同等ノ試験ヲ受ケシムヘシ

但私立小学校ニ入学セシメタル学齡児童ニ在リテハ市町村長ニ於テ試験ヲ必要トスル場合ニ限り本文ノ試験ヲ受ケシムヘシ¹⁷⁾

本県令の第一の特徴は、第四条および第五条にある「就学ノ猶予」と「免除」を区別せずに規定している点である。第二の特徴は、第四条で「猶予又は免除」として「廃疾ノ者」「身体ノ發育未タ其度ニ達セサル者」「疾病ニ罹リ速ニ全癒ノ見込ナキ者」「家計困窮ニシテ児童ヲ就学セシムルトキハ生計上ニ差支ヲ生スル者」「父母疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者」「不時ノ故障等ニテ就学セシムルコト能ハサル者」「通学上著キ不便アル者」と7つの事由を指摘している点である。

じつはこの点について三原芳一は次のように指摘する。「文部省は第二次『小学校令』全面实施

を前にした明治二四年一一月、府県学務官を招集した際に普通学務局から『学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則中一定ヲ要スヘキ要件』（中略）を提示して、次のように就学猶予・免除事由の限定をはかっている」とし¹⁸⁾、「貧窮」「疾病」「其他已ムヲ得サル事故」の3つの事由があると指摘する。この3つの事由は第二次小学校令の猶予事由である。

さらに三原は、「就学義務・免除事由規定には『文部大臣ノ許可ヲ受』（注・第二次小学校令第24条のこと—荒井）けているにもかかわらず、さまざまなものが存在した」¹⁹⁾と指摘した上で、第二次小学校令を受けて作成された府県就学規則を3つのタイプに分類している。第一は猶予事由と免除事由を区別せずに「貧困」「疾病」「其他已ムヲ得サル事故」の3事由だけを掲げた県の就学規則（千葉県と神奈川県）。第二は猶予事由と免除事由の区別はしないが、その事由を詳細に規定している静岡県・京都府・奈良県などの就学規則。第三は猶予事由と免除事由を規定しているもので和歌山県・島根県・愛知県・福岡県・石川県などの就学規則²⁰⁾。

山形県の「県令第二十三号」は、「廃疾ノ者」「身体ノ發育未タ其度ニ達セサル者」「父母疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者」の事由は第二次小学校令には規定されていない。ここは山形県独自のものであり、三原のいう第二のタイプに位置する。

第三節 1900（明治33年）第三次小学校令期の就学規則の特徴

文部省は、1900（明治33）年第三次小学校令を発令した（8月20日）。これを受けて山形県は同年12月27日「県令第九十六号 学齡児童就学ニ関スル細則」を制定した。

県令第九十六号

学齡児童就学ニ関スル細則左ノ通定ム

明治三十三年十二月二十七日 山形県知事 関 義臣

学齡児童就学ニ関スル細則

学齡児童ノ就学及家庭教育ニ関スル取扱手続

第一条 市町村長ハ学齡簿ニ抛リ学年ノ始ニ於テ就学セシムヘキ児童ヲ調査シ入学期日ヲ四月一日ト定メ一月限保護者ニ通知スヘシ

第二条 市町村長ニ於テ前条ノ通知以後市町村ニ来住シ又ハ其他ノ事由ニ依リ学年ノ始ニ於テ就学セシムヘキモノアルトキハ学齡簿ニ記入スルト同時ニ入学期日ヲ四月一日ト定メ其保護者ニ通知スヘシ

第三条 市町村長ハ就学期間内ニ在ル児童ニシテ其市町村ニ来住シタルモノアルトキハ学齡簿ニ記入スルト同時ニ入学期日ヲ十四日以内ニ定メ其保護者ニ通知スヘシ

（第四条～第十六条まで略）²¹⁾

県令第九十六号は就学のための事務細則の内容である。第一次小学校令を受けた「県令第二十九

号「学齡児童就学規則」および第二次小学校令を受けた「県令第二十三号 学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則」は、対応する小学校令を補足ないし補充する役割を有していた。それに対し「県令第九十六号 学齡児童就学ニ関スル細則」には第三次小学校令の補足ないし補充の性格をみることはできない。第三次小学校令が発令された翌日(8月21日)には文部省令第一四号小学校令施行規則が、さらにその翌日(8月22日)には文部省訓令第一〇号小学校令改正並小学校令施行規則発布ニ関スル件が相次いで出され、就学猶予と免除の要件が厳密に規定された。いいかえると従来各府県が独自に定めていた就学督促・猶予・免除の手続きが、全て小学校令施行規則に一元化して定められ、全国一律に厳格・実施されたのであった。県令第九十六号の性格は、就学猶予と免除の要件を文部省令および文部省訓令によって厳密に規程されたことによって府県がその独自性を発揮する余地は無くなったと考えられる。

おわりに

本稿は、近代公教育の始期から義務教育が成立するまでの時期に、中央政府が発した就学政策に対し、山形県が発した多様な就学政策を対比させることで、府県の果たした役割を浮き彫りにすることを目的とした。

学制期、政府による学制布告書発布以前に、酒田民政局や米沢藩庁は学校・教育の果たす役割について独自の視点から確認し告諭として発した。当時の地域指導者の啓蒙的先駆性を確認することができる。1872(明治5)年学制布告書を受けて県が発した就学告諭では学制が示す理念と制度を確認し、それらを地域民衆に徹底しようとする意図がみえる。。

1880年代前半、山形県の就学督責規則は第二次教育令発令以前に出され、それは他府県に比して早かった。「乙第二百三十八号」の内容にみられる「就学セシムルコト能ハサル」事由は、後の就学猶予の先蹤形態である。文部省による「起草心得」を受けた「乙第七十五号」は、全国的にも早い時期に制定され、家庭教育条項は具体的な施策である。

第一次と第二次小学校令を受けた「県令第二十九号 学齡児童就学規則」「県令第二十三号 学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則」は、各小学校令の内容に山形県独自の内容を加味して提起・制定された。しかし第三次小学校令を受けて制定された「県令第九十六号 学齡児童就学ニ関スル細則」では独自性を加味する余地すら無く、専ら小学校令施行規則通りに実施する細則と位置付けられるのであった。山形県の事例が全国的にどのように位置付けられるか、今後の他府県の動向の考察による。今後の課題である。

〈註〉

- 1) 花井信「日本義務教育制度成立史論」(牧柁名編『公教育制度の史的形成』1990年、梓出版社、所収。その後、花井信『製糸女工の教育史』大月書店、1999年、第一章に再録)が先行研究のレビューをはじめ義務の定義を含めて詳細に検討している。
- 2) 時期を限定して道府県に注目した研究の例として、例えば学制期における各道府県が発した就学告諭に即した研究では、荒井明夫編『近代日本黎明期における「就学告諭」の研究』2008年、東信堂所収の諸論文、お

- よび荒井明夫・川村肇編『就学告諭と近代教育の形成』2016年、東京大学出版会所収の諸論文がある。また、1880年代前半の就学督責規則に即した研究では、『2014（平成26）年度～2017（平成29）年度科学研究費補助金研究成果報告書 近代学校の組織化に関する地域史研究—就学行政の「勸奨」と「督責」の構造化—』（研究代表者・荒井明夫）が各府県の就学督責規則を分析しその特徴を考察している。1880年代後半以降の小学校令期の動向については、府県就学諸規則に着目した三原芳一の研究「日清戦後教育政策の構造—就学督励をめぐって—」『花園大学研究紀要』第12号、1981年、をはじめとする一連の研究および東京を中心事例として考察した土方園子『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程』東京大学出版会、2002年。がある。
- 3) 大間敏行「就学告諭とは何か—就学告諭の再定義」荒井明夫・川村肇編、前掲書、所収。
 - 4) この告諭の前に、「1869年6月上旬に酒田民政局長官西岡周頌は、次のような民政局訓示を發した」とある（『酒田市史 改訂版下巻』1995年、pp309～310）。
 - 5) 『山形県史資料編19 近現代史料1』1978年、p809。
 - 6) 荒井明夫『明治国家と地域教育—府県管理中学校の研究—』吉川弘文館、2011年、pp138～139。
 - 7) 『山形県教育史資料 第1巻』1974年、p12。
 - 8) 『山形県史料十一 置賜県歴史 制度部』
 - 9) 同前。
 - 10) 前掲、『山形県教育史資料 第1巻』、p20。
 - 11) 大間敏行「附論—類似した就学告諭の作成契機—明治八・九年の女子教育に関する告諭から」荒井明夫・川村肇編、前掲書、所収。
 - 12) 前掲、『山形県教育史資料 第1巻』、pp44～46。
 - 13) 同前、pp170-172。
 - 14) 同前、pp180-182。
 - 15) 大矢一人「各府県の『就学督責規則』概観」前掲『2014（平成26）年度～2017（平成29）年度科学研究費補助金研究成果報告書 近代学校の組織化に関する地域史研究—就学行政の「勸奨」と「督責」の構造化—』所収。
 - 16) 『山形県教育史資料 第2巻』1975年、pp45-46。
 - 17) 同前、pp156-157。
 - 18) 三原芳一「日清戦後就学督励の諸相（I）—就学督促の文脈—」『花園大学研究紀要』15、1984年、p94。
 - 19) 同前、p96。
 - 20) 同前、pp96-97。
 - 21) 前掲『山形県教育史資料 第2巻』 pp478-480。

(2019年9月26日受理)